

介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防通所介護相当サービス) 重 要 事 項 説 明 書

1、事業の目的および運営方針

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防通所介護相当サービス）（以下、「総合事業通所介護」という。）総合事業通所介護事業サービスは、要支援状態にあるお客様に対し、介護保険法で定める総合事業通所介護サービスを提供し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、お客様の心身機能の維持及び社会的孤立感の解消を図り、お客様がその有する能力に応じて、可能な限りその居宅において自立した生活を営むことができるよう、又、お客様のご家族の身体的・精神的負担軽減を図れるよう支援することを目的とします。

2、総合事業通所介護事業サービスを提供する事業者

事業 者 名 称	株式会社 ひまわりくらぶ
代 表 者 氏 名	代表取締役 中 野 誠 治
本 社 所 在 地	呉市焼山中央二丁目7番10-101号
連 絡 先	TEL (0823) 30-1255 FAX (0823) 30-1265

3、総合事業通所介護事業サービスを提供する事業所

事業 所 名 称	デイサービスセンターひまわりくらぶ 熊野さくら野
事業 所 所 在 地	広島県安芸郡熊野町川角4丁目28番7号
連 絡 先	TEL (082) 855-6511 FAX (082) 855-6512
介護保険指定事業者番号	3473100687
実施サービス	総合事業通所介護
事業所の定員	28名
事業所の通常の事業実施地域	安芸郡熊野町、呉市、広島市安芸区矢野町、阿戸町

4、事業所窓口の営業日および営業時間

営 業 日	月曜日から日曜日まで連日営業（ただし、1/1～1/2は休業とする）
営 業 時 間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時15分

5、事業所の職員体制

	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	計
管理者		1 人			1 人
生活相談員		1 人		2 人	3 人
看護職員			1 人	2 人	3 人
介護職員			3 人	5 人	8 人
機能訓練指導員			1 人	2 人	3 人

6、主となるサービス内容

※介護保険法で定める総合事業通所介護のサービスを実施します。

◎お客様は、サービス事業所に日帰りを通い、主として以下のサービスの提供を受けることができます。

- | | |
|------------|-------------------------|
| ① 送迎 | : お客様の居宅からサービス事業所までの送迎 |
| ② 健康チェック | : 体温・血圧・脈拍の測定等 |
| ③ 食事サービス | : 食事の準備及び介護 |
| ④ 入浴 | : 入浴の準備及び介護 |
| ⑤ 生活指導 | : お客様やご家族の生活相談等の対応 |
| ⑥ 日常動作訓練 | : 歩行訓練・体操等 |
| ⑦ 運動器機能向上 | : 機能訓練 |
| ⑧ レクリエーション | : 集団的に行うレクリエーション活動や創作活動 |

⑨ 学習療法 : 学習療法プログラム（希望者に実施）

※各々のサービス内容やその実施方法等の詳細につきましては、サービス従業者（7参照）までお気軽におたずね下さい

《サービスの利用にあたりまして》

尚、株式会社ひまわりくらぶが提供いたします総合事業通所介護事業サービスは以下の取り扱いとさせていただきますので、サービスの実施において、ご不審な点がございましたら、直ちに事業所迄ご連絡ください。

- ・ お客様の現金をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等をお預かりすることは一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様の預金通帳・キャッシュカード・健康保険証・印鑑・その他の有価証券等が保管されている場所をお聞きすることも一切ございませんのでご了承ください。
- ・ お客様及びそのご家族の個人情報の取り扱いには守秘義務の遵守のもと、細心の注意を払います。

7、サービス従業者

- ① サービス従業者とは、お客様に総合事業通所介護サービスを提供する株式会社ひまわりくらぶの職員であり、管理者、生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員が該当します。
- ② 株式会社ひまわりくらぶは、介護保険法に定められている人数の基準に基づいて人員体制を整備し、お客様に対して総合事業通所介護事業サービスを提供します。

8、利用料金

【通所型サービス費】

- ① 基本料金 ※基本料金の金額は月単位になります。

要支援の区分	※注1 基本料金	
事業対象者・要支援 1	1,798単位/月 1月につき・週1回程度通所	(+該当する加算)
要支援 2	保険者 熊野町の場合3,621単位/週1回程度	(+該当する加算)
	呉市の場合1,811単位/週1回程度	(+該当する加算)
事業対象者・要支援 2	3,621単位/月 1月につき・週2回程度通所	(+該当する加算)

※注1 令和6年から令和8年まで厚生労働省の告示で定める金額（事業所の所在地が7級地のため単位数に10.14を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動に改定されます。なお、その場合は事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。
熊野町に住民登録のある被保険者に適用されます。但し、住所地特例対象者については施設所在地の市町村の単位及び単価が適用されます。

- ② 加算 ※加算料金の金額は月単位になります。
事業所の体制及びお客様の状態により、算定される加算分を請求いたします。

加算の種類	加算の該当条件	基準額
送迎減算	・送迎を行わない場合の片道につき	-47単位
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	一か月あたりのサービス利用分の合計単位数に対して加算する。 定められた要件を満たす段階に応じて算定し、介護職員の賃金改善に充てることを目的とする。	請求月額6.4%
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	・介護職員総数の70%以上が介護福祉士又は、介護職員総数の25%以上が勤続年数10年以上の介護福祉士	事業対象者・要支援1 88単位
		事業対象者・要支援2 176単位
若年性認知症利用者受入加算	お客様に対し、個別の担当者を定め受け入れた場合	240単位

<加算の該当条件>

③ お客様負担金

介護保険の適用になるお客様（要支援認定を受けている方又は事業対象者の方）は、基本料金及び各種加算の1割（負担割合に応じた額）をお支払いいただきます。

※負担割合については、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」に準じます。

但し、介護保険の給付の範囲を超えた分に関しましては、超過分は全額自己負担となります。

④ 交通費

通常の事業の実地地域以外に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、通常の事業実施地域を越えた地点から、路程1キロメートル当たり20円の実費を請求いたします。

⑤ 食事の提供に要する費用

食事の提供については、一般食・特別食（糖尿食、減塩食、おかゆ、キザミ食等）ともに食材料費、調理にかかる費用として一食あたり660円の実費を請求いたします。

⑥ くもん学習療法

脳機能の維持・向上を目的として行う、くもん学習療法プログラムをご希望により参加される場合、別途教材実費として月額2,200円（教材費を含む）を請求いたします。

⑦ その他

総合事業通所介護サービス範囲を超えるもの（日常生活費）につきましては、サービス提供とは関係のない費用としてその実費を請求いたします。

9、キャンセル

お客様の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日までに下記の連絡先までご連絡下さい。

デイサービスセンターひまわりくらぶ 熊野さくら野

TEL 082-855-6511

※但し、キャンセルに関しましての、キャンセル料は一切いただきません。

10、お支払方法

請求書は、利用明細を添えて利用のあった月の翌月までにお客様にお届けします。利用明細を確認のうえ、請求月の20日までに下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。

① 事業所指定口座へ振り込み

② 現金払い

③ 金融機関口座自動引落（広島銀行）

※お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので保管をお願いします。

11、サービス相談窓口、及び苦情・事故受付窓口

① サービス相談及び苦情・事故受付共通の窓口

サービスのご利用に関わる相談、苦情、要望の受付、及び事故発生の際の受付窓口は以下の通りです。

・サービス事業所

所在地	広島県安芸郡熊野町川角4丁目28番7号
電話番号	(082) 855-6511
FAX番号	(082) 855-6512
苦情・事故受付担当者	サービス事業所の従業者
苦情・事故解決責任者	サービス事業所の管理者 西岡美和
受付時間	午前8時30分から午後5時30分 ※事業所窓口は、上記時間の営業ですが電話等により24時間連絡が可能な体制となっております。

② その他の相談・苦情受付窓口

公的機関においても、次の期間において苦情相談窓口にご相談することもできます。

公的機関		電話番号
安芸郡熊野町	熊野町健康福祉部高齢者支援課	TEL 082-820-5605 FAX 082-855-0155
呉市	呉市介護保険課	TEL 0823-25-3136 FAX 0823-22-8529

東広島市黒瀬町	東広島市介護保険課	TEL 082-420-0937 FAX 082-422-6851
安芸区 矢野町、阿戸町	安芸区厚生部健康長寿課介護保険係	TEL 082-821-2823 FAX 082-821-2832
広島県国民健康保険保険団体連合会介護保険課		TEL 082-554-0783 FAX 082-511-9126

③苦情・事故対応時の基本手順

株式会社ひまわりくらぶは、以下の基本手順に基づいた対応を実施します。

苦情・事故受付担当者 : サービス事業所の従業者
苦情・事故解決責任者 : サービス事業所の管理者

- 苦情・事故の受付
→サービス事業所の従業者が対応
- 苦情・事故内容の確認
→サービス事業所の従業者が対応
- 苦情・事故解決責任者等への報告
→サービス事業所の管理者は、不在の場合でも携帯電話等により常に連絡のとれる状態とする
- 苦情・事故内容の、お客様のご家族様、担当居宅介護支援事業所、関係市町村への報告
→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応
- 苦情・事故解決に向けた対応に関する、お客様への事前説明・同意
→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応
- 苦情・事故解決に向けた対応の実施
→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応
- 再発防止又は改善の措置
→サービス事業所の管理者および管理者の指示のもとサービス従業者が対応
- 苦情・事故解決結果のお客様への説明・同意
→サービス事業所の管理者が対応、管理者が不在の場合で緊急性のある場合は、管理者の指示のもとサービス事業所の従業者が対応
- 苦情・事故解決責任者等への最終報告
→サービス事業所の管理者は、不在の場合でも携帯電話等により常に連絡のとれる状態とする
- お客様のご家族様、担当居宅介護支援事業所、関係市町村への最終報告
→サービス事業所の管理者が対応

12、賠償責任について

- ①株式会社ひまわりくらぶは、総合事業通所介護事業サービスの提供に伴って、株式会社ひまわりくらぶの責めに帰すべき事由により、お客様又はそのご家族等の介護者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償します。
- ②お客様又はそのご家族等の介護者は、お客様又はそのご家族等の介護者の責めに帰すべき事由により、株式会社ひまわりくらぶのサービス従業者の生命、身体、財産及び名誉に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合があります。

13、ハラスメントについて

ハラスメントに関する事業所の取り組みとして、職場内でのハラスメント対策を行う。

お客様、家族または身元保証人等から、事業所及びそのサービス従業者、その他関係者に対し故意に暴力などの法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合はサービス利用を一時中止もしくは契約を解除します。

14、第三者評価の実施状況

第三者による評価の実地状況	1 あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

15、緊急時における対応方法

主治医・ご家族等の連絡先は、事業所管理者又は、生活相談員により確認させていただきます。
サービス提供中にお客様の容態の急変等があった場合には、下記の連絡先へ連絡します。

お客様の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先（家族等）	氏名（利用者との続柄）	
	電話番号	

16、介護保険法の改正

厚生労働大臣が定める介護給付費（介護報酬）の改定があった場合、株式会社ひまわりくらの料金体系は、厚生労働大臣が定める介護給付費（介護報酬）に準拠するものとします。
（市村町の長が定める基準による）

17、秘密の保持と個人情報の保護

①お客様およびその家族に関する秘密の保持について	事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得たお客様およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。
②個人情報の保護について	事業者は、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてお客様の個人情報を用いません。 また、お客様の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、お客様およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

18、高齢者虐待の防止について

事業所はお客様の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために以下の措置を講じるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。
- ②虐待防止のための指針の整備をしています。
- ③従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ④虐待防止に関する責任者 事業所管理者 西岡美和
- ⑤虐待が疑われる事例を発見した場合は速やかに市町村等関係機関に報告します。

19、非常災害時の対策

【非常時の対応】

別途定める「ひまわりくらぶ熊野さくら野防災計画」と「業務継続計画」をもとに対応を行います。

【平常時の訓練】

別途定める「ひまわりくらぶ熊野さくら野防災計画」と「業務継続計画」により、年2回以上避難・救出訓練をお客様も参加して実施します。

【防火設備】

設備名称	個数
消火器具	3カ所
誘導灯	3カ所
自動火災報知設備	8カ所（熱感知器）
	3カ所（炎感知器）
	2カ所（天井裏）

20、感染症の予防及びまん延の防止について

感染症の予防及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から必要時の委員会の開催、施設としての指針の整備、研修の実施、訓練（シュミレーション）の実施等取組ます。

感染予防の観点等から、お客様又はご家族様の同意がある場合、サービス担当者会議等出席時、テレビ電話装置等（オンラインツール）を活用して行います。

その際、個人情報の適切な取扱いには十分に留意いたします。

21、身体拘束の制限について

①お客様又は他のお客様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ったりはしません。

②緊急やむを得ずお客様の行動を制限する場合には、その様態、時間、お客様の心身の状況、また行動の制限がやむを得ないと判断した理由を記録します。

22、重要事項の説明年月日

この重要事項の説明年月日	令和 年 月 日
--------------	-------------------------

上記内容について、「指定居宅サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第8条（呉市の場合は「呉市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号事業の人員、設備及び運営並びに第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成29年呉市規則第24号）」第61条において準用する第7条）の規定に基づき、利用者に対する説明を行いました。

事業者	所在地	広島県呉市焼山中央二丁目7番10-101号
	法人名	株式会社 ひまわりくらぶ
	代表者名	代表取締役 中野 誠 治 印
	事業所名	デイサービスセンターひまわりくらぶ 熊野さくら野
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

お客様	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

ご家族様	住所	
	氏名	